

こども誰でも通園制度



全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、
全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での
支援を強化するため創設された新たな通園制度です。
新たな給付として令和8年4月から全国すべての自治体で実施されます。

★この制度には全ての世代や企業の皆様から拠出いただく子ども・子育て支援金が充てられます。

こども誰でも通園制度のポイント

保育所等に通っていない
0歳6か月～満3歳未満が対象

月10時間の範囲で
時間単位で利用が可能

※ 利用時間等は市町村により異なる場合があります。詳しくは事業所の所在地市町村にお問い合わせください。
※ 制度についての詳細は、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」をご確認ください。
→こども誰でも通園制度について｜こども家庭庁



事業を始めるに当たって



事業を行うには、事業所の所在地市町村の認可を受ける必要があります。
保育所、認定こども園、幼稚園や児童発達支援センターのほか、基準を満たす場合には認可を受けることが可能です。具体的な基準については自治体にお問い合わせください。

認可手続の進め方

認可手続 → 市町村児童福祉審議会等への意見聴取 → 設置認可 → 開所

市町村が行います

※ 認可手続に必要な書類や定款の取扱いは市町村によって異なる場合があります。詳細は事業所の所在地市町村にお問い合わせください。

こども誰でも通園制度を利用すると…

こどもにとって

家庭とは異なる経験や、地域に出て行って家族以外の人と関わる機会が得られます。

年齢の近いこどもとの関わりにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらします。

保護者にとって

専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、孤立感、不安感等の解消につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながります。

事業所にとって

これまでの保育とは異なる難しさがある一方で、これまで接する機会の少なかったこどもや家庭と関わることで、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮できます。

利用児童の減少等により定員を満たすことが難しくなりつつある保育所等において、キャリアを重ね、高い専門性を有する保育者などの人材を手放すことなく、事業を継続したり、発展させたりしていく可能性が広がります。

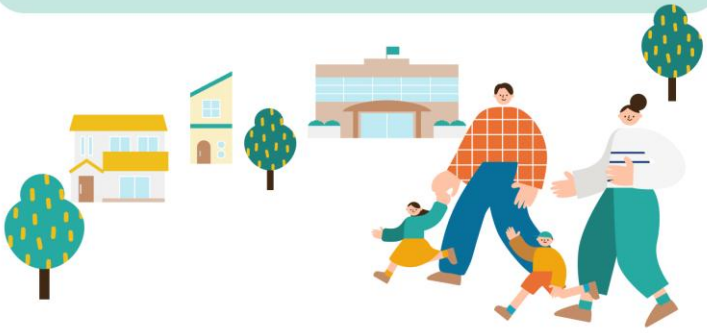

こども誰でも通園制度 総合支援システム

「つうえんポータル」とは？

「つうえんポータル」は、こども誰でも通園制度を利用するためのシステムです。
パソコン・スマートフォン・タブレットで簡単に操作ができます。



予約管理

予約枠の作成・登録、予約の確定が簡単に操作できます。

請求書発行

事業所から市町村へシステム内で請求できる機能です。

基本情報確認

アレルギーや健康状態、好きなあそびなど、こどもの情報を確認できます。

※ システムの詳しい利用方法については、「つうえんポータル」にログインいただき、サポートページに掲載されている「こども誰でも通園制度 総合支援システム 利用マニュアル」をご確認ください。「つうえんポータル」へのアクセス方法は、市町村にお問い合わせください。

提供に当たって検討すること

こども誰でも通園制度を実施する際には、提供内容に関して、以下の事項について検討します。

① こども誰でも通園制度単体で行うか、他の事業所等と併設して行うか（一般型か、余裕活用型か）

② 受け入れるこどもの年齢・時間枠はどのように設定するか

③ 特定の事業所の継続的な利用を進めるか、定期的でない柔軟な利用を受け入れるか等

④ 食事を提供するかどうか、提供する場合、提供体制、献立作成方法等

⑤ 親子通園を実施するかどうか、実施する場合実施回数及び期間等

⑥ 障害のあるこども・医療的ケア児等特別な支援が必要となるこどもや家庭の受入れをどのように行うか

⑦ その他（キャンセルポリシー、災害発生時等の対応）

職員向け研修制度のご案内

令和8年度より新たな研修コースを創設し、本制度に従事する保育士以外の者は、本研修を修了する必要があります。保育人材の育成と、安全・安心な保育環境づくりのため、ご協力をお願いいたします。

なお、令和８年度は従前の要件を満たす者も従事可能とするための経過措置を設けております。経過措置者や従事者は、研修動画の視聴をお願いしています。『研修動画を活用した研修実施方法解説書』をご活用ください。

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2026/03/koukai_260306_02.pdf



事業実施に当たって留意すること

① 共通事項

- 連絡先や食物アレルギーの有無など、こどもの安全を確保するために**必要な情報**は、保護者の同意を得た上で、**つうえんポータルにおいて提供**されます。
- **食事の提供を行うかについては事業者において判断**します。対応が可能かどうかを検討の上で、給食提供を行うか、持参方式か等を決定し、利用者に対応状況が分かるよう周知しましょう。
- はじめて低年齢児を受け入れる際は、認可基準を遵守することはもとより、低年齢児の保育に関する基本的な理解を有するスタッフの確保や必要な物品を含む環境の整備が可能か等について、十分に検討を行う必要があります。

② 通園初期の対応

- 利用者の同意に基づき、家族の状況、こどもの状況、発達の状況について、**つうえんポータル**上で共有されます。
- 初回利用の前に、保護者（利用こどもの同席を基本）と**事前の面談**を行い、基本的事項の伝達を行うとともに、こどもの特徴や保護者の意向等を把握します。
- 慣れるまでに時間がかかるこどもに対する対応として、**「親子通園」**を取り入れることで親子にとっても保育者にとっても安心につながることが期待されます。
- 通園の送り迎えの機会を捉えた保護者とのやりとりや、保護者連絡アプリ、連絡帳によるやりとり等を通じ、事業所でのこどもの様子や、家庭でのこどもの様子について共有を行うことが重要です。定期的な面談の機会を設定することも考えられます。
- 慣れるのに時間がかかるこどもへの対応として**短時間からの利用**を導入する（段階的に１回の利用時間を延ばしていく）場合、こどもの様子を保護者と共有しながら、こどもが事業所で過ごす時間をどのように調整するか、保護者の意向も踏まえ検討します。



③ 年齢ごとの関わり方の特徴と留意点

- こども誰でも通園制度を行う事業所には、こどもが保護者や養育者以外の大人に親しみを感じ、安心できる他者に見守られるなか、発達にふさわしい魅力的な玩具や安全に配慮し整えられた環境、発達に応じて基本的生活習慣が身についていきやすい環境など、こどもの育ちに適した環境が整えられていることが求められます。

④ 特別な配慮が必要なこどもへの対応

- 障害のあるこどもも障害のないこどもも、こども誰でも通園制度を利用できるように提供体制を整備していく必要があります。
- 医療的ケアを必要とするこどもの受入れに当たっては、適切かつ安全に医療的ケアを提供することはもちろんのこと、こども同士が安心・安全に交流できるよう、医療的ケアに配慮したこども相互の関わりや関係づくりを支援することが大切です。
- あらかじめ特別な配慮が必要なこどもの受入れ方針について検討し、**自治体や保護者へ周知**を行いましょう。
- 特別な配慮が必要なこどもに関する研修受講や緊急時の対応についての認識の共有など、受入れに必要な体制整備を行った上で、利用開始となるよう**市町村、事業者、保護者及び関係機関が連携して準備を進めることが必要**となります。
- こども誰でも通園制度は、「通園」を基本とする制度ですが、こどもの障害、疾病等の程度を勘案して、集団生活や外出することが難しい状態にあるこどもに対応するために、こどもの居宅へ保育従事者を派遣することについて運用上可能としています。



⑤ 計画と記録

- こどもの育ちに適した安全な環境を整え、こどもが楽しく過ごせるように見通しを持つことは重要であるため、こどもの育ちに関する**長期的見通しをもった全体的な計画**及び**一人ひとりのこどもの実態に応じた指導計画**を作成することが必要です。
- 各事業所の方針に従い、その目標を達成するために、どのようにこどもの育ちを支援するのかを示した**全体的な計画**の作成が必要です。
- 以下のような内容をベースに記録を作成しましょう。

  ① 事業の実施内容確認の記録：活動やこども、保護者に関するトピック等、職員間で共有すべき事項を簡潔に記録

  ② 利用児童の育ちに関する記録：利用児童の特性や育ちの経緯

  ③ 自治体が把握し、円滑な利用につなげるための情報：つうえんポータルを活用した、事業者間で共有するこどもの過ごし方等に関する情報

より詳しい内容については、「こども誰でも通園制度の実施に関する手引き」の以下の項目をご確認ください。
① 共通事項
② 通園初期の対応
③ 親子通園について
④ 利用こどもの保護者とのコミュニケーション
⑤ 計画と記録
→ こども誰でも通園制度の実施に関する手引き

